

第 11 章 準備書に対する住民意見及び知事意見とその事業者見解

11-1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪府環境影響評価条例(以下、「条例」という。)施行規則第 82 条第 1 項において準用する条例第 19 条第 1 項の規定に基づく、株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価準備書に対する、住民からの知事又は事業者への意見書の提出はなかった。

したがって、公聴会は開催されず、公述意見もない。

11-2 知事意見及びこれに対する事業者の見解

条例第 22 条第 1 項の規定に基づく、株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価準備書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解は、表 11-1 に示すとおりである。

表 1 1-1 準備書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1. 全般事項	
(1) 施設の設置に当たっては、処理工程において徹底した選別が行えるよう最新の技術の導入に努めるとともに、供用後は高水準のガラスくずリサイクルの確実な実施が確保されるよう、施設の選別能力を継続的に発揮するための維持管理や運転管理に適切に取り組むこと。	(1) 処理工程において徹底した選別が行えるよう最新の技術の導入に努めるとともに、供用後は高水準のガラスくずリサイクルの確実な実施が確保されるよう、施設の選別能力を継続的に発揮するための維持管理や運転管理に適切に取り組めます。
(2) 施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努めること。特に事業計画地周辺で待機車両の滞留による環境負荷が発生しないよう搬入出車両の管理を徹底すること。	(2) 施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、評価書(P336～340)に示す環境保全措置を確実に実施します。車両については、特定の日や時間帯に集中しないよう、また周辺道路で入場待機がないよう管理を徹底します。
(3) 事業に対する地域住民の理解が得られるよう、事後調査等の環境に関する情報開示等を定期的に行い、事業に関心を持てる環境づくりに努めること。	(3) 当社ホームページでも事後調査等の環境に関する情報開示等を定期的に行う事により、事業に関心を持てる環境づくりに努めます。なお、事後調査の結果が評価書に示した環境影響を上回った場合は、関係機関と協議の上、必要に応じて報告会を開催する等の対応を行います。
2. 大気質	
(1) 既存事業場と比較して処理能力が6倍に増えるため、周辺地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、屋内での作業を徹底するとともに、施設の設置に当たっては、粉じんの発生をできる限り抑制しつつ、粉じんの排出を低減する最新の施設の導入に努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。	(1) 周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、施設の運転管理及び点検を徹底し、さらに、詳細設計の段階において、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努めます。
(2) 事後調査の対象に施設の稼働時の粉じんを加え、施設の供用後に測定し、測定結果に応じて飛散防止の措置を適切に講じること。	(2) 事後調査計画に施設の稼働に伴う粉じんの項目を追加し、環境保全措置である飛散防止を確実に実施いたします。
3. 騒音	
本施設の供用による騒音の予測結果は、事業計画地敷地境界において規制基準値以下であるものの、周辺環境1地点における現況の平日の環境騒音が環境基準値と同等であることから、準備書に記載の、施設の稼働に伴う騒音にかかる環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめること。	周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、騒音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の施設の稼働に伴う騒音にかかる環境保全措置を確実にします。